

## 令和 2 年度

### 第 3 回埼玉県地域福祉推進委員会

#### 議事要旨

##### 1 日時

令和 3 年 2 月 19 日（金）／10:00～11:30

##### 2 場所

県民健康センター

##### 3 出欠席（出席 12 名、欠席 1 名）

###### 出席

中島委員長、菱沼委員、上木委員、吉田（豊）委員、西川委員、長谷部委員、坂本委員、高木委員、田中委員、栗原委員、吉田（紀）委員、五十嵐委員

###### 欠席

宮嶋委員

##### 4 議題 第 6 期埼玉県地域福祉支援計画（案）について

###### (1)委員からの主な意見と対応について

---

###### (事務局)

資料に基づき説明。

※意見なし

###### (2) 県民コメントの意見と県の考え方・対応状況について

###### (3)市町村意見と県の考え方・対応状況について

---

###### (事務局)

資料に基づき説明。

###### (中島委員長)

県民コメントで、一部、孤立している方、配慮が必要な方、障害者に対して非常に厳しい意見が寄せられた。県民からの意見としては大変残念な意見であるが、こういった意見があることも我々は認識しなければいけないと思います。これらの意見については、「その他（感想・意見）」に分類し、県の考え方は特に示さないという対応となっている。

###### (長谷部委員)

こういう考えが県民コメントの意見として寄せられたことは残念に思う。しかし、この意見を寄せた人にも、何か事情があるのかもしれないということも含め、

考えていく必要があるのではないか。受け止めたうえで、改めて皆さんで考えていく必要があると思う。

#### **(中島委員長)**

今までこういった意見の方々は、無関心だったのかもしれない、それが県民コメントに意見を出してきたということは、計画にとっても関心を示してもらったという捉え方もできる。

#### **(西川委員)**

私もこの意見に驚きましたが、やはりこの人は孤立しているだろうなとも思い、この人の支援はどうやるのかなと気になった。

また、子ども食堂を子供が通える近くにもっと増やすようにという意見について、県の目標として子ども食堂を800か所目指すことはとても評価すべきことだと思うが、子ども食堂自体は住民ボランティアでやっているものである。また、子供の食を本当に保証しようと思うと、子ども食堂は居場所にはなるが、おなかを満たすことができるかという、それは少し違うと思う。

これは公助、共助の話に関わってくることである。本当に子どものおなかを満たそうとすると、おそらく公助として対応しなければいけない課題があると思う。一方、子ども食堂は共助の活動として、地域での自分たちのつながりをつくっていく活動としてとても意味があることである。また住民の中に、公助と共助の役割の認識がそれほど広がっていないと感じる。

ここを間違えないようにしていくべきだと思う。例えば、コロナ禍で公助の給食が全部中止になったが、本当にそれで良かったのかどうかという視点がなくなっているような気がする。

一方で、人のつながりづくりは、住民自身がやらなければいけないことで、その意味で子ども食堂は非常に意味があるし、そこを明確にしていけるとより良い住みやすい社会になっていくのかなと思う。

#### **(五十嵐委員)**

県がこの度ケアラー支援条例を制定し、ケアラー支援計画も策定するため、本庄市議会でも、ケアラーへの支援についてたくさん質問が出ている。教育委員会等と話し合いを続けており、教育関係と相談しながらさらに進めていきたい。

また、重層的な支援体制づくりについて、総合相談窓口を令和3年4月1日から立ち上げる目標であったが、予定どおりには開設できなくなってしまった。今後、相談窓口開設に向けて努力していきたい。

### **(地域包括ケア課)**

今年度、ケアラー支援計画を策定するため、ヤングケアラーの実態調査を全ての高校2年生を対象に実施した。その結果を反映して、ケアラー支援計画案のとりまとめを進めている。

基本的な取組として、まず、市町村と連携しなければいけないと考えている。特にヤングケアラーの支援については、県も福祉部門、教育部門との連携をこの1年密に進めてきた。

市町村においても福祉部門と市町村教育委員会との連携がヤングケアラー支援において重要となるため、県の取組を市町村にしっかりと伝えながら、取組を進めていきたい。

### **(4)数値目標一覧について**

### **(5)取組事例の紹介について (コラム)**

---

#### **(吉田 (紀) 委員)**

ワンストップ型総合相談窓口について、担当職員には高い専門性や権限、調整力が求められるだろう。県民コメントの意見にもあったように、システムができて、職員が原因で、うまく機能しないというのは残念なことである。うまく機能させるには、キーパーソンが重要になるだろう。

例えば、医者の場合、その医院でとりあえず処置をしつつ、専門性の高い治療が必要な場合には大学病院や専門病院に回す仕組みがあり、総合相談窓口もその仕組みに近いと思う。

ワンストップ型総合相談窓口の職員に対し、相談者本人が気づいていない課題の発見を期待するのであれば、ある程度の機能、能力の基準が担保されると、有効にシステムが機能するのではないか。

#### **(中島委員長)**

行政の仕組みは多様で、1人のスーパーマン・スーパーウーマンを生み出すことは難しく、またそういった人を配置してもなかなか解決できない。非常に広い分野、多様な領域になるため、チームで取り組むことが有効になる。

行政の仕組み、総合相談も多くの人たちがつながりながら、相談窓口にいろいろな相談が来ても、チームを組んで解決していくという視点で考えていかないといけない。一人の優れた人を置くよりは、高齢者、障害者などそれぞれの専門の方たちが一緒にやるとよいのかなと思う。

県がアドバイザー派遣を行って、市町村に寄り添った支援をしているので、事務局から補足説明してほしい。

### **(事務局)**

1人のスーパーマン・スーパーウーマンを置いても、職員が異動してしまうと全く機能しなくなってしまう。既存の地域包括支援センターや生活困窮者の自立相談支援機関など、専門性が高い機関があるので、それらの仕組みを活用しながらうまく連携していかないと、なかなかうまくいかない。また、総合相談窓口だけに押し付けられてしまうこともあると聞いている。多くの関係者・関係機関が連携・調整して、生活課題の解決に取り組んでいくことを目指している。

県では総合相談窓口などを設置しようとする市町村にアドバイザーを派遣しているが、行政で総合相談窓口を立ち上げた経験のある方などに御協力いただき、市町村の実情に合わせた支援を行っている。今後、全市町村で体制をつくるという目標に向け、頑張っていきたい。

### **(中島委員長)**

これはとても大切な視点です。ワンストップ総合相談窓口というと、そこに相談をすべて集めれば解決できるように感じるが、そうすると相談員はつぶれてしまう。保健所などいろいろな相談機関が協力する核になるのが、総合相談窓口のイメージである。

### **(吉田(豊)委員)**

私は地域の見守りを主にやっているが、先ほどの子ども食堂のような子供の居場所が一番大切だと思う。母親が帰宅するまで2時間くらいの間、地域で子育てを一段落した人などが預かるファミリーサポートの仕組みがある。先日、サポーターとして見守っていた子供が、成人式の当日に自宅に来てくれた。自分の子供でなくても、1～2時間見てあげる制度はよいと思うので、地域の人にも参加をもう少し呼びかけようと思っている。

### **(坂本委員)**

ケアラー支援については、埼玉県は全国に先駆けて取組が進んでおり、調査結果を入れてほしい。特にヤングケアラーについては、高校2年生への調査結果で4.1%がヤングケアラーであると回答している。貴重な調査である。

また、コラムについて子ども食堂と学習支援が随所でありうれしいが、多すぎないかとも感じる。掲載場所だが、「2-4 地域の子育て力の充実」の93頁のコラムが乳幼児の子育て支援の施策の後にあり若干違和感があるので、「2-5 子供の貧困に対する取組の強化」に移してはどうか。

最後に、ケアラー支援を担う人材育成数が3,000人を目標としているが、できる範囲で詳しく示してほしい。

**(中島委員長)**

コラムのタイトルにあるように生活支援事業も含む内容で、要保護児童対策地域協議会の関与もあるので、この掲載場所でもよいかと感じる。

**(事務局)**

ケアラー支援については、地域福祉支援計画とは別に、ケアラー支援計画を同時に策定する予定であり、そちらには詳しく調査結果などを掲載することを検討している。

**(栗原委員)**

災害対策として、「自助」の概念を取り入れて対策を講じている自治体が多いが、本計画（案）には「自助」の概念がないように感じる。風水害の被害を受けにくい地域に住んでいる人は無理に避難所に行かない「在宅避難」の考え方を紹介するとよいと思った（31頁）。

また、「資料5」で数値目標が示されているが、全市町村と記載するのではなく、全市町村数の数値を併記したほうが分かりやすく、より身近な目標になると思う。

本計画は行政資料なので仕方ないかもしれないが、計画（案）文中に和暦と西暦が常に併記されており、少々くど過ぎると感じた。

また、42、43頁で、福祉の各分野が「高齢者・障害者・児童・生活困窮者等」の順で記載されている一方、虐待では「児童、高齢者、障害者」の順に記載されている。記載する順序を統一した方がよいのではないか。

最後に、「介護予防」（43頁）について、馴染みのない用語のため解説が必要ではないか。

**(事務局)**

在宅避難や自助については、別に地域防災計画があり詳しく書かれている。地域福祉の計画は地域での支え合いや見守りを推進する計画であるため、「自助」は強調していない。

また、全市町村数の併記や介護予防の用語説明については、表記するよう検討する。和暦西暦の併記については、行政計画のため、御了承いただきたい。

各分野の順番は、「高齢者・障害者・児童・生活困窮者」の順を基本としているが、虐待については件数の多い「児童、高齢者、障害者」の順にしている。

**(上木委員)**

155頁の県の主な取組・支援で「また、重層的支援体制整備事業に取り組む市町村における計画策定を支援します。」とあるが、どのような支援をするか具体的に書けないか。そのほうが、計画策定にあたり重層的な支援体制について我が市町村がどのようにやるかのイメージがよりつかめるのではないか。

### **(事務局)**

重層的支援体制整備事業が令和3年度からの事業で、国から具体的な情報が示されていない。これから検討していくが、県としては、アドバイザー派遣や研修会、先進事例の紹介に取り組む中で、随時、市町村に情報提供することに取り組んでいきたい。

### **(高木委員)**

計画案の95頁にある学習支援教室や125頁の彩の国あんしんセーフティネット事業について、福祉施設を運営母体として持つ多くの社会福祉法人としては、このコロナ禍で施設クラスターが多発されている中、社会貢献事業や生活困窮者支援事業を進められていない現状である。

そんな状況の中でも、いろいろな取組に柔軟に対応することが大事であり、今後に向けて自法人も含めて、協議会でも現在検討を進めている。

### **(田中委員)**

3点申し上げる。県民コメントの9、12、15、17の意見はかなり障害者に対する理解が足りないもので残念だが、社会情勢が意見に反映されたように思う。昨年、今年はコロナで大変な思いをしている方がたくさんいらっしゃる。恐らく多くの人が生きづらさや生活をしていく上での困難性を抱えている裏返しなのかと思う。引き続き計画や啓発を進める必要があると感じた。

また、福祉事務所、福祉関係者の育成と増員が、この計画を実施していく上で重要になるだろう。現にコロナが保健所の数や人員を削減している中でおき、職員が大変になるということが現実におきている。多様な事業が計画・立案される中で、実行部隊をしっかりとつくっていかなければならないと思う。

最後に、ケアラー支援の会議にも参加しているが、県民コメントに283件も意見があった。ヤングケアラーに加え、身体、知的、精神、難病も含めた重い障害を持つ人を、四六時中、介護、看護している人からの意見が多かった。そういった意見もしっかり受け止め対策を講じていく必要がある。障害者支援計画も360件の県民コメント意見が出ている。これだけ意見が出てくるということは、何らかの形でSOSを発している人が多くいるということで、ヒト・モノ・カネをしっかりと用意しながら、合わせて市町村支援もしっかりやってほしい。

### **(菱沼委員)**

子供の貧困は、どうしても経済的な貧困の意味合いが強くなるが、それ以上に、経済的貧困がもたらす社会的な貧困、関係の貧困、機会の貧困といった困難さもあることを示しておく必要があると感じた。

**(中島委員長)**

田中委員からも「パブリックコメントは社会の状況を表していますね」とお話しいただきました。今のコロナ禍で大変厳しい状況にある方々もいらっしゃる、社会が二極化しているとも言われている。大変厳しい状態にある方々がおられ、そのような方々にも思いを馳せていかなくてはいけないと感じた。

総じて、非常に多くの方、市町村など行政の方も含め、大変関心を持っていただき、コメントを寄せていただき、良い計画ができたのではないかと考えている。

今期もまた分厚い計画になったなという印象だが、国のガイドライン等動向をしっかりと見定めたものになっていると思っています。

委員会も最後になりました。皆様から御意見いただいたので、事務局は、他の計画との関連性も考えながらしっかり整理いただきたい。

本当に皆さん、積極的な御意見をいただきありがとうございました。御礼申し上げます。

以上